

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	十和田市

十和田市鳥獣被害防止計画

令和8年3月10日作成

<連絡先>

担当部署名 十和田市農林商工部農林畜産課
所在地 十和田市西十二番町6番1号
電話番号 0176-23-5111 (代表)
0176-51-6745 (直通)
FAX番号 0176-22-9399
メールアドレス norintikusan@city.towada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ツキノワグマ、カワウ、カモ類（カルガモ、マガモ）、サギ類（ゴイサギ、ダイサギ）、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ニホンザル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県十和田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	—	—
ツキノワグマ	果樹（リンゴ） 飼料作物（デントコーン）	45.3千円、0.013ha 26.8千円、0.080ha
カワウ	—	—
カモ類	—	—
サギ類	—	—
ニホンジカ	—	—
イノシシ	野菜（ながいも） 水稲	652.8千円、0.128ha 1,047.5千円、0.791ha
アライグマ	野菜（すいか） 野菜（とうもろこし）	9.3千円、0.002ha 9.0千円、0.005ha
ハクビシン	—	—
ニホンザル	—	—
合計		1,790.7千円、1.019ha

(2) 被害の傾向

①カラス

カラスによる農作物被害は、平成27年度にリンゴ・モモなどの果実で発生したものの、平成28年度からは報告されていない。

②ツキノワグマ

ツキノワグマによる農林業被害は、令和6年度において、5件報告されており、例年7月から10月に、飼料作物のデントコーンの食害を中心に、トウモロコシ・プラム・モモ・リンゴ・ブルーベリーなどで発生している。被害区域は主に、奥瀬・沢田・切田・米田・大不動地区となっている。

人身被害については、平成29年に奥瀬字十和田湖畔宇樽部で1件、令和元年に切田字西大沼平で1件発生している。

目撃情報も広範囲に及び増加傾向にあるため、被害区域の拡大及び増加が懸念される。

③カワウ、カモ類、サギ類

カワウ、カモ類、サギ類による水産業被害は、奥入瀬川流域の相坂地区から奥瀬地区の広範囲にかけて多数の個体が生息しており、漁協が放流した稚魚等が食害を受けている。(被害額算定不能)

④ニホンジカ

ニホンジカによる農林業被害は、令和2年度に初めて水稻被害(被害軽微)が確認された。令和6年度において農林業被害は発生していないが、今後、被害区域の拡大及び増加、人の目が届かない森林への被害が懸念される。

⑤イノシシ

イノシシによる農林業被害は、令和6年度において、6月から10月にかけて切田・米田地区で発生した。被害件数は、いも類(ながいも)の被害が2件、水稻の被害が3件、その他被害が3件となった。広範囲で捕獲・目撃事例があることから、被害区域の拡大及び増加が懸念される。

⑥アライグマ

アライグマによる農作物被害は、令和6年度において、9件報告されており、スイートコーン等の自家消費作物の食害が発生し、畜舎等への侵入も確認されている。箱わなと同時に設置したセンサーカメラには未だ箱わなに入らない複数の個体が撮影されていることから、今後、市内全域での農作物被害等が懸念される。

⑦ハクビシン

ハクビシンによる農作物被害は、令和6年度においては確認されていないが、目撃情報が複数寄せられており、今後、農作物被害の発生が懸念される。

⑧ニホンザル

ニホンザルによる農作物被害は、令和元年度からは報告されていない。しかし、令和5年度に4件、令和6年度に3件の目撃情報があったことから、今後、農作物被害等が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
カラス	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ツキノワグマ	被害額	72.1 千円	22.0 千円
	被害面積	0.093ha	0.028ha
カワウ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
カモ類	被害額	—	—
	被害面積	—	—
サギ類	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害額	1,700.3 千円	1,500 千円
	被害面積	0.919ha	0.83ha
アライグマ	被害額	18.3 千円	6.1 千円
	被害面積	0.007ha	0.002ha
ハクビシン	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンザル	被害額	—	—
	被害面積	—	—
計	被害額	1,790.7 千円	1,528.1 千円
	被害面積	1.019ha	0.86ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>平成29年度から、十和田市鳥獣被害対策実施隊を組織し、箱わなや銃器による有害鳥獣捕獲に取り組んでいる。</p> <p>平成30年度から有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金を設け、継続して鳥獣捕獲従事者の確保に努めている。</p>	<p>猟友会に新規に加入する若年者が少なく、高齢化による脱退が進んでいることから、実際に狩猟及び有害鳥獣捕獲に従事する者が減少している。</p> <p>令和3年度から農作物被害が発生しているイノシシにおいて、箱わな、くくりわなを設置しているが、</p>

	また、各鳥獣の捕獲頭数増加を受け、令和6年度に、小動物用箱わな9基、クマ用2基、イノシシ用2基を追加導入した。	匂いに敏感であり、わなを避ける傾向にある。また、銃器による捕獲も行っているが、日中は人前に姿を現すことが少ないため、令和6年度は、8頭の捕獲となっている。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。その中で、令和7年度から田畑を防護する電気柵導入支援事業を実施している。	防護柵の設置は、被害区域が広範囲であることや設置及び維持管理に係るコストが課題となっている。 防護柵の一つである電気柵の導入が一部にとどまっている。
生息環境管理その他の取組	被害を受けた農家等に対し、対象鳥獣の習性や防除方法を説明し、被害の防止のための知識の普及・啓発に努めた。	緩衝帯の整備は、農家等への負担が大きく、実施が困難である。

(5) 今後の取組方針

平成29年度から「十和田市鳥獣被害対策実施隊」を編成し、有害鳥獣捕獲に取り組んでおり、今後も実施隊を中心に、農作物被害等の防止・軽減に努める。

ツキノワグマについては、農林業被害等の状況(被害区域・被害発生時期など)を勘案し、箱わなによる確実な捕獲に取り組む。

出没範囲が拡大しており、住宅街への出没も想定されることから、人的被害防止のため銃器を用いた捕獲を実施するなど、適切に対処する。

カラス、カワウ、カモ類、サギ類については、農作物等の被害状況に応じて、銃器による捕獲を実施する。

ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンについては、目撃や農林業被害等の情報収集に努めるとともに、積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。

ニホンザルについては、目撃や農作物被害等の情報収集に努めるとともに、被害状況に応じて、箱わなによる捕獲を実施する。

なお、実施隊員は、市の非常勤職員として人的被害防止等の職責を担うため、銃器を取り扱う技術の向上や、狩猟及び野生鳥獣に対する知識等の習得に積極的に努める。

また、実施隊員のわな設置箇所巡回に係る負担軽減のため、IoT自動撮影カメラ、捕獲通知機器を導入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成29年度から「十和田市鳥獣被害対策実施隊」を編成しており、隊員のうち捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許所持者を対象鳥獣捕獲員に任命し、対象鳥獣の捕獲等に従事させている。

また、関係機関・団体との緊密な連携のもと、被害状況の速やかな把握・情報共有に努める。

ツキノワグマについては、人的被害防止のため、市LINE公式アカウントでの配信、防災無線放送、広報誌等を活用し、市民に対し目撃場所等を周知し、注意喚起する。

ニホンジカ、イノシシの捕獲は、箱わな及びくくりわなを基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カラス ツキノワグマ カワウ カモ類 サギ類 ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン ニホンザル	<ul style="list-style-type: none">十和田おいらせ農業協同組合、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合、奥入瀬川漁業協同組合及び担い手農家等を対象に、実施隊(猟友会)等による研修会の開催や情報提供に努め、新規の狩猟者の育成や、捕獲従事者の掘り起こしを図る。対象鳥獣の捕獲については、被害の状況(被害区域・被害時期)や周辺環境を見極め、より効果的な捕獲手法を用いる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

■カラス

数年間農作物等の被害は報告されていないが、依然として農作物等への被害の発生が懸念されており、市街地における騒音や糞尿被害といった環境被害が報告されていることから、個体数を減少させるため捕獲計画数を50羽とする。

■ツキノワグマ

市内の広範囲において目撃及び被害が発生していることから、引き続き農林業被害の防止・軽減及び人的被害の防止のため、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）を考慮し、捕獲計画数を20頭とする。

■カワウ、カモ類、サギ類

継続して奥入瀬川流域での稚魚等の水産物被害が発生していることから、個体数を減少させるため、捕獲計画数をカワウ、カモ類、サギ類は50羽とする。

■ニホンジカ

青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）により県内全域で個体群の排除が行われており、当市においても令和2年度に初めて軽微ではあるが農作物被害が発生したことから、予察捕獲も含めて可能な限り捕獲する。

■イノシシ

青森県内では絶滅したものとされていたが、近年、県南地域を中心に目撃情報が報告されており、当市においても令和2年度に初めて目撃され、令和6年度には農作物被害が8件発生した。イノシシの個体群の増加は農林業に深刻な被害をもたらすことから、予察捕獲も含めて可能な限り捕獲する。

■アライグマ

国から特定外来生物に指定されており、当市においても令和2年度に初めて捕獲され、令和6年度は72頭捕獲している。予察捕獲も含めて可能な限り捕獲する。

■ハクビシン

国から重点対策外来種に指定されており、当市においても捕獲されていることから、予察捕獲も含めて可能な限り捕獲する。

■ニホンザル

これまで捕獲の実績はないが、農場や市街地周辺での目撃情報があることから、出没状況により必要最小数を捕獲する。

過去の捕獲実績（令和4～6年度）

対象鳥獣	捕獲実績数		
	4年度	5年度	6年度
カラス	12羽	6羽	29羽
ツキノワグマ	18頭	27頭	7頭
カワウ	7羽	48羽	73羽
カモ類	15羽	24羽	7羽
サギ類	—	—	—
ニホンジカ	—	3頭	3頭
イノシシ	3頭	11頭	8頭
アライグマ	86頭	46頭	72頭
ハクビシン	6頭	6頭	3頭
ニホンザル	—	—	—

捕獲計画数（令和8～10年度）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	20頭	20頭	20頭
	第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の基準による。		
カワウ	50羽	50羽	50羽
カモ類	50羽	50羽	50羽
サギ類	50羽	50羽	50羽
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

■カラス

農作物の被害地域及び周辺において銃器（ライフル銃除く）により捕獲する。また、市街地周辺においては、箱わな等による捕獲を行う。

■ツキノワグマ

第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づき、捕獲は箱わな設置による方法を基本とするが、必要に応じて銃器を使用する。

■カワウ、カモ類、サギ類

胃の内容物の調査等により、奥入瀬川流域において放流した稚魚等の食害が確認されており、銃器（ライフル銃除く）により捕獲する。

■ニホンジカ、イノシシ

周辺の住環境等を考慮しながら、わなや銃器等により可能な限り捕獲を行う。

■アライグマ、ハクビシン

周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなにより可能な限り捕獲を行う。

■ニホンザル

捕獲の必要性が生じた場合は、周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器等により必要最小数の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
十和田市	無し(権限委譲済み)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	電気柵導入支援事業等による侵入防止策の導入を促す。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	導入者に、維持・管理等の仕方を説明し、侵入防止柵の適切な維持・管理に努める。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

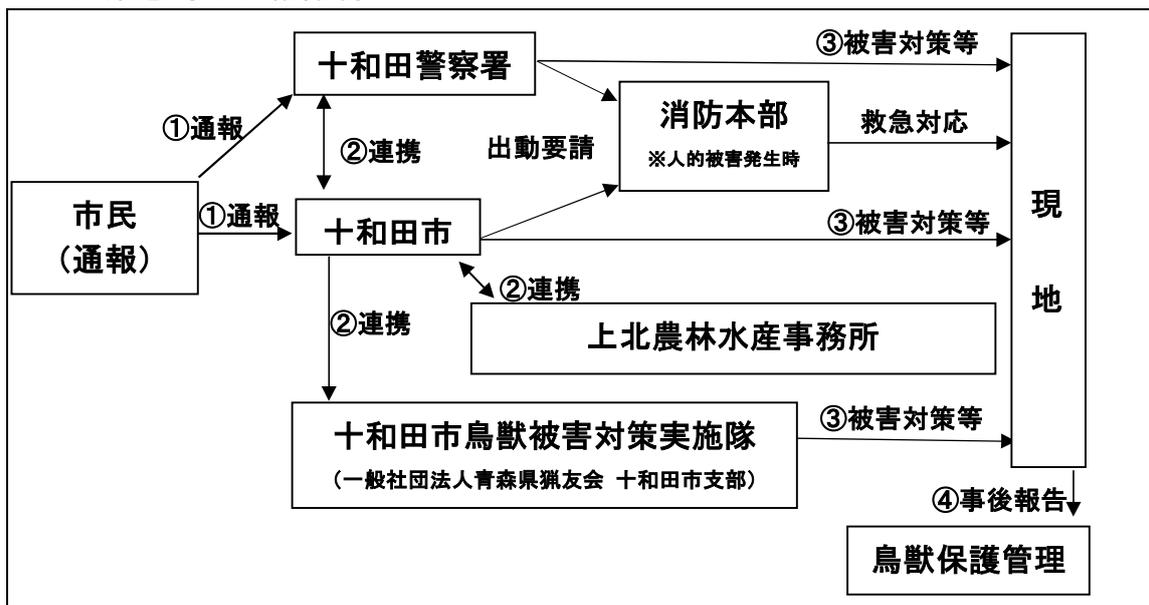
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣の誘引源となる廃棄農作物の処理方法や生ゴミの管理を厳重にするなどの対策について、市が発信する広報誌や市LINE公式アカウントを活用して、被害防止活動普及・啓発に努める。 対象鳥獣の目撃報告があった場合、市の防災無線放送や市LINE公式アカウント等により、出没情報等の提供及び注意喚起を行う。
	カラス アライグマ ハクビシン ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣による農産物被害等の防止に関する知識の普及・啓発に努める。 対象鳥獣の目撃及び被害情報の収集。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
十和田市	被害状況の把握及び市LINE公式アカウント等の活用による市民への周知・注意喚起を行う。 また、県・警察等と連携した対応を図る。(市民の避難誘導、県・警察への緊急捕獲の連絡・情報共有、十和田市鳥獣被害対策実施隊への緊急捕獲の指示、巡回活動、市民の避難誘導等)
十和田警察署	銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、市と連携した対応を図る。(現地確認、被害状況の把握、市等との情報共有、巡回活動、市民の避難誘導等)
青森県上北農林水産事務所 林業振興課・農業普及振興室	市と連携した対応を図る。(市への指導、助言、被害状況の把握、市等との情報共有等)
十和田市鳥獣被害対策実施隊 (一般社団法人青森県猟友会 十和田市支部)	市と連携し、緊急捕獲等の対応を図る。(わな・銃器を用いた捕獲、巡回活動、市民の避難誘導等)
十和田地域広域事務組合消防本部	人的被害発生時に対応する

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。特に、銃器に鉛弾を使用する場合は、確実に捕獲個体を回収する。</p> <p>なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、十和田市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。</p> <p>また、十和田市有害鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である十和田市等が、廃棄物の排出者として適正に処理することとする。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品 ペットフード 皮革	<p>捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品等としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。</p>
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	<p>また、学術研究機関から要請があった場合は、検体として提供する他は、その他の有効な活用も困難である。</p>

(2) 処理加工施設の実施体制

<p>予定なし</p>

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

<p>予定なし</p>

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	十和田市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定十和田鳥獣保護区での捕獲許可
十和田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマが出没した際の現場確認・巡回等 ・銃器等の取扱いに関する指導・助言

青森県上北農林水産事務所 林業振興課・農業普及振興室	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣関連情報の提供 ・被害防止計画、被害対策、及び被害防止技術の指導・助言
一般社団法人 青森県猟友会十和田市支部	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣関連情報の提供 ・捕獲の実施
十和田おいらせ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害に関する情報提供
奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物被害に関する情報提供
奥入瀬川漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物被害に関する情報提供
十和田市農林商工部農林畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局の担当 ・協議会に関する連絡・調整 ・被害対策の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・被害防止対策の助言 ・林業被害に関する情報提供
上十三地区森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・林業被害に関する情報提供
上北森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・林業被害に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

十和田市鳥獣被害対策実施隊を平成 29 年 4 月 28 日に設置。
 実施隊員は、一般社団法人青森県猟友会十和田市支部が推薦し、市が任命する。
 規模構成、被害防止対策等については、別紙 十和田市鳥獣被害対策実施隊体制図のとおり。

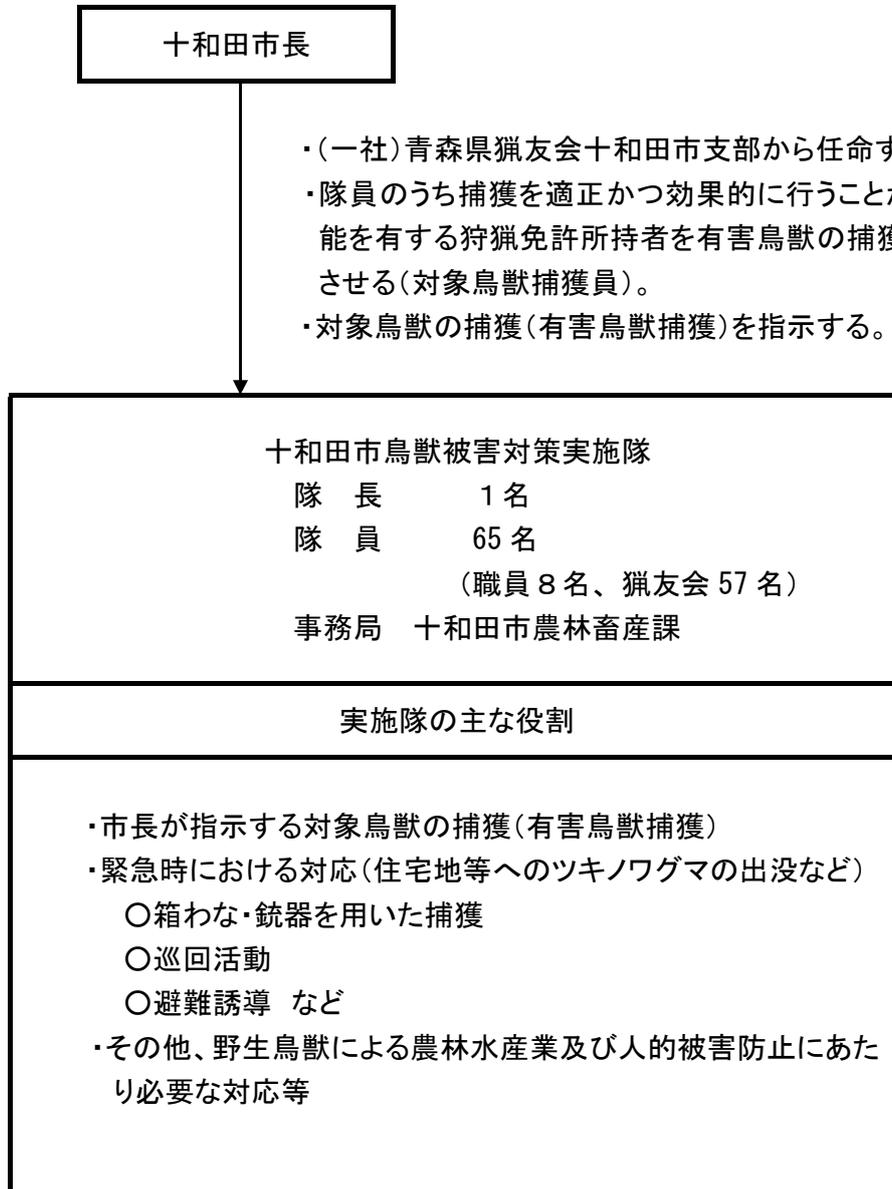
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係団体と連携を図っていく。

十和田市鳥獣被害対策実施隊体制図



※ (令和 7年 9月 30日現在)